

清須市行財政改革推進プラン
(清須市第4次行政改革大綱)

令和2年3月
清須市

I 序論

1 プランの位置付け

本市では、2016（平成28）年12月に、2017（平成29）年度から8年間の行政運営の基本的な指針となる「清須市第2次総合計画」（以下「第2次総合計画」という。）を策定しました。

第2次総合計画では、長期的な視点に立って市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定めるとともに、その目標の実現に向けて、政策・施策・事務事業を最適に展開するための行政運営マネジメントの実行を図ることとしています。

この「清須市行財政改革推進プラン（清須市第4次行政改革大綱）」（以下「プラン」という。）は、行政運営マネジメントの基軸と位置付ける第2次総合計画に基づいた行政運営を推進し、第2次総合計画で掲げる将来像や7つの政策の実現を図るため、その下支えとなる行財政基盤の構築に向けた市の行財政改革の方向性を定めるとともに、必要となる具体的な取組項目を定めるものです。

第2次総合計画の概要

基本理念

- 安心** 災害や犯罪から生命・財産を守り、暮らしの「安心」を確保します
- 快適** 自然と共生しながら都市機能を更に高め、暮らしの「快適」を確保します
- 魅力** 市民の誇りと愛着をはぐくみながら、市の「魅力」を一層高めます
- 連携** 世代や地域、官民の枠を超えて、「つながり」を大切にします

将来像

水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市

7つの政策

- 政策1** 安全で安心に暮らせるまちをつくる
- 政策2** 子育てのしやすいまちをつくる
- 政策3** 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる
- 政策4** 便利で快適に暮らせるまちをつくる
- 政策5** 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる
- 政策6** 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる
- 政策7** つながりを大切にするまちをつくる

2 プランの期間

プランの期間は、第2次総合計画との整合を図り、次のとおりとします。

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間

第2次総合計画（基本構想）で掲げる将来像や7つの政策の実現に向けては、そのための手段である第2次総合計画（基本計画）の37の施策を着実に推進することが必要であり、その推進のために不可欠となる行財政改革の方向性等を定めるのがこのプランであるため、プランの期間については、第2次総合計画（基本計画）の後期計画期間とあわせることとします。

なお、2022（令和4）年度には、取組の進捗や市の状況、社会経済情勢などを踏まえて、中間見直しを行います。

【第2次総合計画とプランの計画期間】

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
基本構想	8年間							
基本計画	前期（3年間）			後期（5年間）				
プラン	第3次（3年間）			第4次（5年間）				
						見直し		

II 現状と課題

1 これまでの行政改革の取組状況

(1) 行政改革大綱等の策定

本市ではこれまで、総合計画を着実に実行するために必要となる、行政改革に取り組むための総合的な指針として、総合計画の基本計画と計画期間の整合を図りつつ、「清須市行政改革大綱（第1次～第3次）」を策定し、行政改革を推進してきました。

また、第1次及び第2次行政改革大綱では、基本目標や重点項目を定めた大綱と、大綱に即した具体的な取組項目や年度ごとの工程を定めた「集中改革プラン（第1期・第2期）」を策定し、第3次行政改革大綱では、行政改革の実行性をより高めるため、名称を「行財政改革推進プラン」として、行財政改革の方向性ととも、具体的な取組項目やその取組工程もプランに位置付けて、取組の着実な進捗を図ってきました。

[これまでの行政改革大綱等の計画期間]

	年 度												
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
行政改革大綱	第 1 次					第 2 次					行財政改革推進プラン (第3次)		
集中改革プラン	第 1 期		(延長)			第 2 期		(延長)					
総合計画	第1次(前期基本計画)					第1次(後期基本計画)					第2次(前期基本計画)		

(2) 行財政改革推進プラン（第3次行政改革大綱）の取組状況

2017(平成29)年度を始期とする行財政改革推進プラン(第3次行政改革大綱)では、第2次総合計画の基本構想で掲げる「行政運営の方針」を踏まえて、4つの「改革の方向性」と、それに即した8つの「重点改革項目」を定め、「具体的な取組項目」を体系的に整理して取組を進めてきました。

[行財政改革推進プラン（第3次行政改革大綱）の財政効果額]

第2次総合計画 行政運営の方針	第3次行政改革大綱 改革の方向性	第3次行政改革大綱 重点改革項目	財政効果額※ (2017年度～2019年度)
1 総合計画に基づく行政運営の推進	1 更なる市民サービスの向上	1 市民サービス提供体制の再構築	2,005 千円
		2 民間活力の有効活用	—
2 持続可能な財政運営の推進	2 持続可能な財政基盤の確立	3 事務事業の再構築	72,558 千円
		4 健全な財政運営	39,591 千円
3 市民協働の推進	3 市が有する経営資源の効果的・効率的な活用	5 市有財産等の最適な管理・運用	10,237 千円
		6 人材の有効活用と育成	—
	4 多様な主体との連携・協働	7 市民協働の推進	—
		8 官民連携の推進	11,422 千円
財政効果額 合計(2017年度～2019年度)			135,813 千円

※具体的な取組項目(26項目)を対象として、効率化等による歳出削減額、新たな財源確保等による歳入増加額を財政効果額として整理し、当該年度の取組効果が次年度の予算に反映されることから、毎年度、予算編成とあわせて算定を行い、進捗管理に活用。

(3) 行財政改革推進プラン（第3次行政改革大綱）の改革の方向性別の成果と課題

① 更なる市民サービスの向上

合併以来の懸案であった本庁方式への移行を契機として、窓口サービスをはじめとする各種市民サービスについて、子育て世代包括支援センターの設置やマイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入など、市民の利便性向上に資する取組を進めるとともに、質の向上に向けて、民間活力の導入を進めてきました。

今後、人工知能（AI）などの新たな技術が進展する中、市においてもこうした技術を最大限活用して、市民サービスの充実と行政運営の効率化を両立させていく必要があります。

また、民間活力が十分に活用されていない行政分野において、引き続き、その活用の可能性と効果を多角的に検証しながら、積極的に導入していく必要があります。

重点改革項目	主な取組実績
市民サービス提供体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの設置（2018（平成30）年4月） ・介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係るコンビニ収納の導入（2018（平成30）年4月） ・マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入（2020（令和2）年2月）
民間活力の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による一場保育園の認定子ども園化に向けた準備（2020（令和2）年4月開園予定） ・窓口業務に係る民間委託の導入検討（2020（令和2）年10月導入予定）

② 持続可能な財政基盤の確立

市町村合併に対する財政措置（普通交付税の合併算定替、合併特例債の発行など）の終焉等を見据えて、財政運営の持続可能性を確立するため、特別会計等を含む本市の今後の財政状況を的確に見通しつつ、受益と負担の適正化などを図りながら、健全な財政運営に努めてきました。

また、限られた経営資源を真に必要な分野に重点配分するため、第2次総合計画における政策と施策の体系的な整理に基づき、事務事業の目的と効果を検証しながら、事務事業の再構築に取り組みました。

本市の財政状況は、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増加等により、今後も厳しさを増すことから、引き続き、事務事業の見直し・改善を進めるとともに、計画的に市債や基金を活用して持続可能な財政システムを構築し、健全な財政運営を行う必要があります。

重点改革項目	主な取組実績
事務事業の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価を活用した事務事業の見直し・改善の実施（毎年度） ・特定建築物等定期調査・定期検査業務の一括発注の実施（毎年度）
健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・財政中期試算の結果を踏まえた財政運営の実施（毎年度） ・国民健康保険事業のあり方検討（毎年度） ・国民健康保険事業実施計画の策定（2018（平成30）年3月） ・下水道事業の企業会計方式への移行（2019（平成31）年4月） ・公共施設使用料の改定（2019（令和元）年10月） ・下水道事業に関する経営戦略の策定（2020（令和2）年2月）

③ 市が有する経営資源の効果的・効率的な活用

第2次総合計画に基づく行政運営マネジメントを展開する上で、市が有する人材・資産・財源について、経営資源としての側面から積極的に捉え、その効果を最大限に発揮させるため、公共施設等総合管理計画に基づく取組を着実に進めるとともに、定員の適正化を図りながら、人材の活用と育成に努めてきました。

本市が保有する公共建築物の老朽化が進行する中、公共施設等における市民サービスを継続的に提供していくためには、引き続き、長期的な視点で公共施設の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に進める必要があります。

また、限られた職員数で充実した市民サービスを提供し続けるため、効率的・効果的な組織体制を構築するとともに、人材育成や働き方改革の推進により職員の持てる能力を最大限発揮できる環境整備を進めていく必要があります。

重点改革項目	主な取組実績
市有財産等の最適な管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの推進（毎年度） 統一的な基準による財務書類等の作成（2017（平成29）年度） 広報紙への有料広告掲載の導入（2018（平成30）年度） 市コミュニティバス車体への有料広告掲載の導入（2019（令和元）年度） 公共施設個別施設計画の策定（2020（令和2）年3月）
人材の有効活用と育成	<ul style="list-style-type: none"> 業務量の適切な把握による定員の適正化（毎年度） 時間外勤務の縮減や休暇取得の促進など、特定事業主行動計画の目標実現に向けた取組の実施（毎年度） 人事評価制度の適正な運用（毎年度） 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定（2020（令和2）年3月）

④ 多様な主体との連携・協働

これまで築き上げてきた新市の一体感をより深めながら、市の総合力を高めしていくため、「自助・共助・公助」の考え方のもとに、市が真に果たすべき役割を常に問い直しつつ、市民・団体・企業等、多様な主体との連携・協働を促進し、地域一丸となった公共サービスの提供体制の構築に努めてきました。

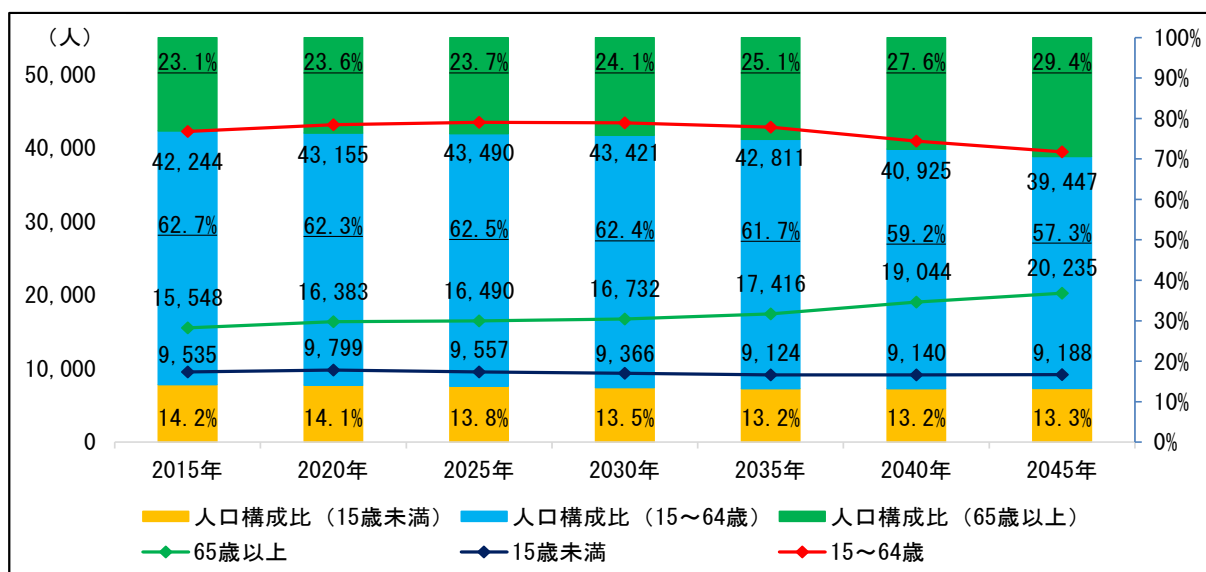
引き続き、多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するため、市民団体の活動の活性化を促進し、多様な分野において市民協働型の事業展開を図りながら、市民協働の推進に取り組むとともに、市内企業や大学が有する様々なノウハウや資源を行政運営に生かしていくため、官民連携の推進に取り組む必要があります。

重点改革項目	主な取組実績
市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> 企画政策課内に市民協働係を設置（2018（平成30）年4月） 市民団体の活動等に係る情報を広報紙で発信（2019（令和元）年度） 市民協働指針の副読本として、市民参加・市民協働を推進する意義やその進め方等に関するハンドブックを作成（2019（令和元）年6月）
官民連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税制度の協賛企業の拡大（毎年度）

2 市を取り巻く環境の変化

本市ではこれまで、行政改革大綱等に基づいて、限られた経営資源を最大限に活用し、社会経済情勢の変化に対応した市民サービスの提供に努めてきましたが、今後の市を取り巻く環境の変化を見据えると、市の人口は2025（令和7）年をピークに減少局面を迎えるとともに、2015（平成27）年に23.1%であった高齢化率は、全国的に高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年には27.6%、その後2045（令和27）年には29.4%まで上昇することが見込まれることから、市民サービスについても、その変化に対応していくことが必要です。

[清須市の年齢3区分別人口の見通し]



また一方で、IoT、ロボット、AI、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術が進展する中で、国においてはSociety5.0（※1）という新たな社会の姿の実現を目指しています。

本市においても、こうした技術を最大限に活用して、市民サービスの充実を図るとともに、行政運営の効率化を両立させていくことが必要です。

※1 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

加えて、SDGs（※2）の推進や、働き方改革の推進など、市を取り巻く大きな環境の変化にも留意しながら、将来にわたって持続可能で充実した市民サービスを提供していくための体制を構築することが必要です。

※2 2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。世界共通の目標で、健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど多岐にわたる17の目標と、169のターゲットが設定されている。

III 改革の方向性

これまでの本市における行政改革の取組を踏まえるとともに、本市の行財政運営を取り巻く環境の変化に鑑み、第2次総合計画（基本構想）で定める「行政運営の方針」との整合性を確保しつつ、今後の本市の行財政改革の方向性を次のとおり定めます。

方向性 ① 時代の変化への対応と市民サービスの充実

AIなどの新たな技術を活用した市民サービスのスマート化、民間活力の有効活用、人材の活用・育成といった観点から、時代の変化に適切に対応するとともに、効率化を図りつつ、市民サービスの充実を目指します。

方向性 ② 持続可能な財政基盤の確立

第2次総合計画を核とする行政運営マネジメントにより、限られた経営資源を、真に必要な分野に重点配分し、効果的・効率的に活用するとともに、新たな財源確保などにより、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

方向性 ③ 多様な主体との連携・協働の推進

「自助・共助・公助」の考え方のもとに、市が真に果たすべき役割を常に問い直しつつ、市民・団体・企業等、多様な主体との連携・協働を促進し、地域一丸となった公共サービスの提供体制の構築を目指します。

第2次総合計画（基本構想）の「行政運営の方針」

1 総合計画に基づく行政運営の推進

行政運営マネジメントの基軸と位置付ける総合計画に基づいて、行政運営を進めることを原則とします。

2 持続可能な財政運営の推進

市町村合併に対する財政措置（普通交付税の合併算定替、合併特例債の発行など）の終焉等を見据えて、政策と施策の体系的な整理に基づき、事務事業の効果を検証しながら継続的に見直しを行い、真に必要な分野に経営資源を重点的に配分するとともに、新たな財源確保や、長期的な視点に立った公共施設等の維持管理・更新に係る財政負担の軽減・平準化に取り組むなど、持続可能な財政運営を進めます。

3 市民協働の推進

多様化・高度化する市民ニーズへの対応と、新市の一体感の醸成を図るため、これまでも様々な行政分野において、様々な形で市民との協働によるまちづくりを進めてきました。これまでの取組の継続に加えて、情報発信力の強化や交流の拠点づくりなどに新たに取り組み、市民協働の更なる推進を図ります。

IV 重点改革項目

「Ⅲ 改革の方向性」に即して、今後5年間で重点的に取り組むべき行財政改革の項目（重点改革項目）を次のとおり定めます。

「重点改革項目」のもとに、「具体的な取組項目（具体的な行財政改革の取組）※」を体系的に整理します。

※「具体的な取組項目」のうち、「新規」は新たな取組項目であることを示しています。

方向性 ① 時代の変化への対応と市民サービスの充実

■重点改革項目1 市民サービスのスマート化

A Iなどの新たな技術を積極的に活用して、市民サービスの効果的・効率的な提供につなげていくため、市民サービスのスマート化に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (1) A Iを活用した総合案内サービスの導入 新規
- (2) A Iを活用した保育所入所選考事務の最適化 新規
- (3) マイナンバーカードの取得促進
- (4) 清須市LINE公式アカウントの開設 新規

■重点改革項目2 民間活力の有効活用

民間活力が十分に活用されていない行政分野において、市民サービスの充実と効率的な提供を進めるため、その活用可能性と効果を多角的に検証しながら、民間活力の有効活用に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (5) 指定管理者制度の拡充
- (6) 公共サービスへの民間事業者の参入促進
- (7) 窓口業務への民間委託の導入

■重点改革項目3 人材の活用と育成

市が有する人材を経営資源として積極的に活用するため、定員の適正化を図る中で、職員の持てる能力を最大限に発揮できる環境整備を進めながら、人材の有効活用と育成に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (8) 定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し
- (9) 職員研修の充実と人事評価制度の適正運用
- (10) ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進
- (11) 業務改善提案制度の見直し

方向性② 持続可能な財政基盤の確立

■重点改革項目4 事務事業の再構築

限られた資源の中、真に必要な分野への経営資源の重点的な配分を進めるため、第2次総合計画における政策と施策の体系的な整理に基づき、各事務事業の目的と効果を不断に検証しながら、事務事業の再構築に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (12) RPA(※3)・AI-OCR(※4)を活用した業務の効率化 新規
 - ※3 パソコン上で行う定型業務を自動処理する仕組み。
 - ※4 手書き書類等の文字を認識してデータ化する光学文字認識機能(OCR)にAI技術を取り入れることで、読み取り精度を大きく向上させたツール。
- (13) 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善
- (14) 情報システムのクラウド化

■重点改革項目5 健全な財政運営

財政運営の持続可能性を確立するため、特別会計等を含む本市の今後の財政状況を的確に見通しつつ、受益と負担の適正化などを図りながら、健全な財政運営に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (15) 財政中期試算を踏まえた財政運営
- (16) 公共施設使用料の適正化
- (17) 国民健康保険事業の健全な運営
- (18) 経営戦略を踏まえた下水道事業の運営

■重点改革項目6 市有財産等の最適な管理・運用

市が保有するあらゆる資産を賢く使い、一層の有効活用を推進するため、公共施設等総合管理計画を着実に実施するとともに、固定資産台帳の積極的な活用を図りながら、市有財産等の最適な管理・運用に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (19) 公共施設マネジメントの推進
- (20) 市有財産等を活用した自主財源の確保

方向性③ 多様な主体との連携・協働の推進

■重点改革項目7 市民協働の推進

多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するため、市民団体の活動の活性化を促進し、多様な分野において市民協働型の事業展開を図りながら、市民協働の推進に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (21) 市民団体等との交流
- (22) 市民協働による事業の促進

■重点改革項目8 官民連携の推進

民間企業等が有する様々なノウハウや資源を行政運営に積極的に生かしていくため、多様な分野において市内企業との連携を一層密にしながら、官民連携の推進に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (23) 市内企業・大学等との連携推進
- (24) オープンデータ(※5)化の推進 **新規**

※5 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、以下のいずれにも該当する形で公開されたデータ。①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの②機械判読に適したもの③無償で利用できるもの

V 具体的な取組項目

「具体的な取組項目」ごとに、当該取組に係る現状と課題を踏まえて、具体的な取組内容を定めるとともに、プランの計画期間である2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間のうち、中間見直しを行うまでの3年間の工程を整理し、計画期間中の着実な改革の推進を図ります。

具体的な取組項目の一覧

[ページ]

(1)	A I を活用した総合案内サービスの導入【人事秘書課】	12
(2)	A I を活用した保育所入所選考事務の最適化【子育て支援課】	13
(3)	マイナンバーカードの取得促進【全庁（市民課）】	14
(4)	清須市LINE公式アカウントの開設【人事秘書課】	15
(5)	指定管理者制度の拡充【公の施設の所管課（企画政策課）】	16
(6)	公共サービスへの民間事業者の参入促進【全庁（企画政策課）】	17
(7)	窓口業務への民間委託の導入【市民課（窓口業務の所管課）】	18
(8)	定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し【人事秘書課】	19
(9)	職員研修の充実と人事評価制度の適正運用【人事秘書課】	20
(10)	ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進【人事秘書課】	21
(11)	業務改善提案制度の見直し【企画政策課】	22
(12)	R P A ・ A I - O C R を活用した業務の効率化 【全庁（企画政策課）】	23
(13)	行政評価を活用した事務事業の見直し・改善【全庁（企画政策課）】	24
(14)	情報システムのクラウド化【企画政策課】	25
(15)	財政中期試算を踏まえた財政運営【財政課】	26
(16)	公共施設使用料の適正化【全庁（財政課）】	27
(17)	国民健康保険事業の健全な運営【保険年金課】	28
(18)	経営戦略を踏まえた下水道事業の運営【上下水道課】	29
(19)	公共施設マネジメントの推進【全庁（財政課）】	30
(20)	市有財産等を活用した自主財源の確保【全庁（企画政策課）】	31
(21)	市民団体等との交流【全庁（企画政策課）】	32
(22)	市民協働による事業の促進【全庁（企画政策課）】	33
(23)	市内企業・大学等との連携推進【全庁（企画政策課）】	34
(24)	オープンデータ化の推進【全庁（企画政策課）】	35

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 1	A I を活用した総合案内サービスの導入 新規	担当課：人事秘書課
------	----------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、行政手続きや市の事業に関する市民からの問い合わせに対して、現状は職員が電話や電子メールなどにより対応していますが、最近では新たな技術を活用して、スマートフォンなどからホームページ上に掲載するサイトにアクセスし、文字入力による質問を行うことで、A I が対話形式で文面による自動回答を行うツール（A I 総合案内サービス）が開発されています。
- 愛知県では、業務改革を推進する上で必要となるA I ・ロボティクスを活用したシステムについて、低コストで効率的に導入、利用することを目的に、県内全市町村が参加する「あいちA I ・ロボティクス連携共同研究会」を2019（平成31）年に設置し、A I 総合案内サービスを共同利用するための準備を進めています。
- 本市においても、愛知県で共同利用を開始するタイミングにあわせて、市民がいつでも気軽に情報案内が受けられる環境を整備するとともに、職員の対応業務の省力化を図るため、A I 総合案内サービスの導入を進める必要があります。

2 取組内容

- 2020（令和2）年度中の運用開始を目途に、A I 総合案内サービスについて、県内市町村との共同利用による導入を進めます。
- 積極的な周知などによりサービスの利用促進を図るとともに、運用時における問題の把握に努め、サービスの充実・改善を図ります。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■A I 総合案内サービスの導入に向けた課題整理・準備等 ■導入 	（サービスの利用促進 や充実・改善）	

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 2	A I を活用した保育所入所選考事務の最適化 新規	担当課：子育て支援課
------	------------------------------	------------

1 現状と課題

- 本市では、保育所の入所選考にあたっては、申請者の優先順位や希望などの様々な条件を踏まえて職員が調整を行っていますが、条件が複雑かつ多岐にわたるために時間がかかり、選考結果の通知が遅くなるなどの課題があります。
- こうした中、最近では多くの市町村で、独自に設定した割り当てルールを学習したA I が最適な選考パターンを瞬時に導き出す保育所入所A I 選考システムの導入が進められています。
- 本市においても、更なる市民サービスの充実を図るため、保育所入所A I 選考システムの導入により事務を省力化し、市民のニーズに適切に対応した保育所入所選考の実施に努める必要があります。
- また、本プランの取組 12「R P A ・ A I - O C R を活用した業務の効率化」では、2020（令和 2）年度を目途にR P A（9ページ、※3）とA I - O C R（9ページ、※4）を導入することとしており、保育所入所A I 選考システム使用時においても、それらをあわせて活用することで、更なる効率化を進める必要があります。

2 取組内容

- 2020（令和 2）年度中を目途に、保育所入所A I 選考システムを導入し、より市民のニーズに対応した保育所入所選考を実施するとともに、R P A ・ A I - O C R の活用とあわせて、選考結果を通知するまでの期間の短縮を図ります。

3 取組の工程

年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■保育所入所A I 選考システムの導入に向けた課題整理・準備等 ■導入 	<ul style="list-style-type: none"> （適切な運用） ■申請から通知までの期間の短縮 	

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 3 マイナンバーカードの取得促進	担当課：全庁（市民課）
---------------------	-------------

1 現状と課題

- 国の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」では、2022（令和4）年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定して、マイナンバーカードの普及を強力的に推進することを目指していますが、2020（令和2）年2月末時点の清須市におけるマイナンバーカードの交付率は12.1%と低くなっています。
- 本市では、2020（令和2）年2月からマイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付を開始し、国においても、2021（令和3）年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるよう準備を進めるなど、国、市ともにマイナンバーカードを取得するメリットの拡大に取り組んでいます。
- 市民サービスのスマート化を一層推進するためにも、マイナンバーカードの利便性をより多くの市民に実感してもらいながら、マイナンバーカードの取得を促進する必要があります。

2 取組内容

- マイナンバーカードを利用したサービスやその利便性などについて、周知を図ります。
- 休日や平日の業務時間外にも交付窓口を設けるなど、マイナンバーカードの取得機会の拡大を図ります。
- 市民のマイナンバーカードの取得状況等を踏まえて、マイナンバーカードを利用したワンストップサービスなど、マイナンバーカードの新たな活用策を検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■マイナンバーカードを利用したサービス等の周知		→
	■マイナンバーカードの取得機会の拡大		→
	■マイナンバーカードの新たな活用策の検討	※検討結果を踏まえて、実施の是非等を判断	

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 4 清須市LINE公式アカウントの開設 新規	担当課：人事秘書課
----------------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、これまでも広報紙やホームページ、ツイッターなど様々な媒体を積極的に活用しながら、情報発信に取り組んできました。
- ホームページでは、2014（平成26）年にリニューアルを行ったこともあり、2018（平成30）年度にはリニューアル前と比較して、アクセス件数は5倍以上となっています。
- 広報紙やホームページなどについては、これまで見やすさや利用のしやすさの改善に努めてきたところですが、今後はニーズの変化に対応した新たな情報発信媒体の導入を進めるとともに、更なる市民サービスの充実やスマート化に向けて、従来のような行政側からの情報発信のみに留まらない運用を検討する必要があります。

2 取組内容

- 2020（令和2）年度中に、他市町村での導入実績を参考にして、清須市LINE公式アカウント（以下「市公式LINE」という。）を開設し、行政情報の発信を始めるとともに、積極的な周知等により登録者数の増加を図ります。
- 市公式LINEを活用して、道路損傷箇所等に係る情報を市民から収集する取組を始めるとともに、利用状況等を踏まえながら、今後の運用についても検討を進めます。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■開設・情報発信	（サービスの利用促進 や充実・改善）	→
	■市公式LINEを活用した道路損傷箇所等に係る情報収集の実施		■今後の運用等の検討 →

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 2	民間活力の有効活用

取組 5 指定管理者制度の拡充	担当課:公の施設の所管課 (企画政策課)
-----------------	-------------------------

1 現状と課題

- 本市では、清洲総合福祉センター、清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）、新川地域文化広場（カルチバ新川）、夢広場はるひ（市立図書館・はるひ美術館・はるひ夢の森公園）で指定管理者制度を導入しています。
- 公の施設について、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、民間のノウハウを有効に活用して公の施設の管理を行うことにより、より効果的・効率的な運営の実現や、サービスの充実などが見込まれる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を検討する必要があります。
- その際には、複数施設の一括指定など、スケールメリットを生かすことで指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等による民間事業者の参入機会を増やす取組といった、指定管理者が参入しやすい環境整備も含めて検証するとともに、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理等の業務について部分的に指定管理者制度を導入するなど、幅広い視点から検討を進めることが必要です。

2 取組内容

- 社会教育施設や観光施設等への指定管理者制度の導入を積極的に検討し、順次、導入施設の拡大を図ります。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■社会教育施設や観光施設等への指定管理者制度導入の検討	※検討結果を踏まえて、順次導入	▶

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 2	民間活力の有効活用

取組 6 公共サービスへの民間事業者の参入促進	担当課:全庁(企画政策課)
-------------------------	---------------

1 現状と課題

- 国の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」では、経済・財政一体改革の推進のためのアプローチとして、既存市場や公共サービス分野への多様な参加者の参入促進など、公共サービスのあり方を、制度の持続可能性の確保の観点から見直すとともに、そこに新たな経済活力が生み出されるよう、多様な分野のサービスの担い手、資金、ノウハウ等を新結合し、活性化させていく仕組みを構築することを目指しています。
- 本市においても、行財政改革の取組の中で、民間事業者が運営する認定こども園の積極的な誘致や、保育園を民営化した認定こども園が 2020（令和 2）年 4 月に開園するなど、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る観点から、公共サービスへの民間事業者の参画を進めてきました。
- 引き続き、市民サービスの充実等の観点から、保育分野をはじめ、特に民間事業者の参画が見込まれる分野については、公共サービスへの民間事業者の参入を促進する必要があります。

2 取組内容

- 保育分野をはじめとする民間事業者の参画が見込まれる分野については、公共サービスへの民間事業者の参入の可能性を検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■保育分野をはじめとする公共サービスへの民間事業者の参入の可能性の検討		

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 2	民間活力の有効活用

取組 7 窓口業務への民間委託の導入	担当課：市民課 (窓口業務の所管課)
--------------------	-----------------------

1 現状と課題

- 国は、地方における行財政改革を推進する観点から、「市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務」と整理している住民票の写し等の交付などの 27 業務*について、全国比較が可能な形での委託状況や、委託に係る標準委託仕様書等を公表するなど、窓口業務の民間委託に取り組む市町村数が 2021（令和 3）年度までに倍増することを目指して、取組を強化しています。

*住民異動届、住民票の写し等の交付、除票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付、戸籍の附票の除票の写しの交付、戸籍の届出、戸籍謄抄本等の交付、中長期在留者に係る住居地の届出、特別永住許可等に関する受付・交付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、住居表示証明書の交付、埋葬・火葬許可、納税証明書の交付、国民健康保険関係の受付・交付、後期高齢者医療制度関係の受付・交付、介護保険関係の受付・交付、国民年金関係の受付、児童手当関係の受付、精神障害者保健福祉手帳の交付、身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付、妊娠届の受付・母子健康手帳の交付、飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、自動車臨時運行許可、転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小中学校の通知

- こうした状況を踏まえて、本市では、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務について、民間委託を導入するための準備を進めています。また、今後は更なる来庁者へのサービスの充実や業務の効率化を図るため、その他の業務についても、導入の可能性を検討する必要があります。

2 取組内容

- 2020（令和 2）年 10 月を目途に、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務のうち、住民票の写し等の交付・戸籍謄抄本等の交付・印鑑登録証明書の交付など 8 業務において民間委託を導入します。
- 民間事業者の取り扱いが可能なその他の窓口業務についても、民間委託導入後の状況を踏まえて、委託範囲の拡大を検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■導入	（適切な運用）	▶
		■委託範囲拡大の検討	▶

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の活用と育成

取組 8 定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し	担当課：人事秘書課
-----------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、2007（平成 19）年 3 月に「清須市第 1 次定員適正化計画」を策定して以降、現行の 2019（平成 31）年 3 月に策定した「清須市第 4 次定員適正化計画」まで、定期的な採用を行いつつ、数値目標を定めて定員の適正化を進めてきました。
- 定員の適正化にあたっては、行政運営の一層の効率化を図るため、組織の見直しをあわせて行ってきたところです。
- また、地方自治体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進することを目的に、地方公務員の臨時・非常勤職員について、2020（令和 2）年 4 月から新たな任用等についての制度（一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度など）が始まります。
- 市の業務が多様化・複雑化する中で、市民サービスの充実や行政運営マネジメントの推進を図るため、業務量の適切な把握に努めるとともに、それを踏まえて、業務の種類や性質に応じて再任用職員、会計年度任用職員等を活用しながら、定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直しを進める必要があります。

2 取組内容

- 今後の見通しを含めた各担当課の業務量の適切な把握に努めるとともに、定員適正化計画に基づく適正な定員管理を実施します。
- 政策課題に対応した組織の見直しを随時検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■業務量の適切な把握、適正な定員管理	（毎年度）	▶
	■政策課題に対応した組織の見直しの検討	（随時）	▶

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の活用と育成

取組 9 職員研修の充実と人事評価制度の適正運用	担当課：人事秘書課
--------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、職員を重要な経営資源として捉えて、資源のより一層の活用を図るとともに、その有している可能性・能力を最大限に引き出すことを目指して、「清須市人材育成基本方針」を策定し、目指す人材像を設定するとともに、総合的な人材育成型人事管理の推進や人が育つ職場管理、人が伸びる職員研修に取り組んできました。
- 職員の問題解決能力等を高め、その能力を十分に発揮することで組織力を強化する観点から、職員の役職や在職年数に応じた職員研修の充実や人事評価制度の適正な運用などにより、より実効的な人材育成に取り組む必要があります。

2 取組内容

- 職員の役職や在職年数等に応じて、職員の育成・能力開発に重点を置いた研修を実施します。
- 人事評価制度を引き続き、適正に運用するとともに、職員が目標を持って仕事や能力開発に取り組むことができるよう客観的な評価方法の見直しを検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■職員の育成・能力開発に重点をおいた研修の実施	（毎年度）	▶
	■人事評価制度の適正な運用	（毎年度）	▶
	■人事評価制度の見直しの検討	（随時）	▶

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の活用と育成

取組 10 ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進	担当課：人事秘書課
-----------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、職員が仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備や女性職員の活躍を推進するため、「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画」及び「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」を策定して、時間外勤務の縮減や休暇取得の促進などの取組を進めてきました。
- 全ての職員がその能力を最大限に発揮し、市民サービスの充実を図る観点から、2020（令和2）年3月に策定した特定事業主行動計画に基づき、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や女性職員の活躍の推進に向けた取組を引き続き、進める必要があります。

2 取組内容

- 時間外勤務の縮減や休暇取得の促進など、特定事業主行動計画で定める目標実現に向けた取組を着実に実施します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■特定事業主行動計画の目標実現に向けた取組の推進 		

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の有効活用と育成

取組 11 業務改善提案制度の見直し	担当課：企画政策課
--------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、職員の創造力、研究心及び市政への参加意識の高揚を図るとともに、行政運営の効率化及び市民サービスの向上に資することを目的として、市の事務事業の改善及び政策に係る職員の提案を奨励する業務改善提案制度を設けています。
- また、制度の積極的な運用を図るため、年に1度、期間や課題を定めて職員から提案等を広く募集し、その内容について検討を行う「業務カイゼン提案運動」などの取組を進めてきました。
- しかし、現在は、受け付けた提案については、制度上、当該提案の対象となる事務を掌握する各部課等の長のみで対応の可否を判断することや、実施に至る提案は全体の3割程度となっているなどの課題があります。
- 業務改善提案制度を通じて、日常的な業務の工夫や改善が自発的に行われる職場づくりを推進するとともに、諸課題の解決に向けた職員の育成及び能力向上を図るため、より実効性のある制度への見直しを検討する必要があります。

2 取組内容

- 2022（令和4）年度中の運用開始を目途に、現制度の課題を踏まえて業務改善提案制度の見直しを進めます。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■見直しに向けた課題整理・準備等	→	■新たな運用の開始

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 12 RPA・AI-OCRを活用した業務の 効率化 新規	担当課:全庁(企画政策課)
---	---------------

1 現状と課題

- 今後、限られた職員数で、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応していくために、効率的な組織体制を構築する必要性が高まっている中、更なる業務の省力化・効率化を図るため、RPA(9ページ、※3)の導入を進める必要があります。
- また、愛知県が設置する「あいちAI・ロボティクス連携共同研究会」では、AI-OCR(9ページ、※4)を共同利用するための準備を進めており、RPAとAI-OCRは、組み合わせて使用することで、更に業務を効率化できることから、AI-OCRについても、共同利用のメリットを生かしながら、あわせて導入を進める必要があります。
- 加えて、これらの効果を最大限に発揮するためには、使用する職員の能力・知識の向上や、適切な維持管理による運用などが必要不可欠であるとともに、RPA等について理解を深めることは、導入範囲の拡大にもつながることから、人材育成やシステム周知についても取り組む必要があります。

2 取組内容

- 2020(令和2)年度中の運用開始を目途に、一部のデータ入力業務においてRPAの導入を進めることとあわせて、AI-OCRについても、県内市町村との共同利用による導入を進めます。
- RPA・AI-OCRを活用することにより、より効率化が見込まれる業務については、導入を積極的に検討し、順次、導入範囲の拡大を図ります。
- 職員を対象として、RPA・AI-OCRに係る操作研修会や説明会を実施します。

3 取組の工程

年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度
取組内容	■RPA・AI-OCRの導入に向けた課題整理・準備等		
	■導入	(適切な運用)	
		■導入範囲拡大の検討	※検討結果を踏まえて、順次範囲を拡大
	■説明会・操作研修会の実施		

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 13 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善	担当課:全庁(企画政策課)
----------------------------	---------------

1 現状と課題

- 行政運営マネジメントの基軸である第2次総合計画の計画体系に即して、「施策評価（基本計画レベル）」と「事務事業評価（実施計画レベル）」を実施することにより、事務事業単位の見直し・改善に係るPDCAサイクルを構築しています。
- また、行政評価を行う上では、施策や事務事業の担当課が行う自己評価に加えて、外部の視点からの評価（外部評価）を実施することにより、評価の妥当性・客観性を確保する必要があります。

2 取組内容

- 第2次総合計画（実施計画）に登載する事務事業について、有効性等の観点から事務事業評価を行い、その結果を踏まえて、第2次総合計画（基本計画）の37施策について、施策の今後の方向性を整理する施策評価を実施します。
- 評価の妥当性・客観性を確保するため、清須市行政改革推進委員会において意見等の聴取（外部評価）を行います。
- 施策評価や外部評価の結果を踏まえて、施策の目的を達成するための手段である事務事業の見直し・改善を進めるとともに、評価方法の見直しを検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■事務事業評価・施策評価の実施	（毎年度）	→
	■行政改革推進委員会における外部評価の実施	（毎年度）	→
	■施策評価や外部評価の結果を踏まえた事務事業の見直し・改善	（毎年度）	→
	■評価方法の見直しの検討	（随時）	→

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 14 情報システムのクラウド化	担当課：企画政策課
--------------------	-----------

1 現状と課題

- 国の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」では、地方自治体の情報システムについて、標準化等を進め、カスタマイズを抑制しつつ、システム更新時期を踏まえて、複数自治体共同でのクラウド化である自治体クラウドを推進することとされています。
- 自治体クラウドの導入にあたっては、システムソフト及び機器の更新時期や業務仕様等が自治体間で異なることなどが課題となっています。
- また、情報セキュリティを取り巻く脅威は常に変化しており、その変化に対応して情報セキュリティ対策の水準の向上を図ることは、クラウド化にあたっても留意する必要があります。
- 本市においては、情報システムが多岐にわたり、カスタマイズが多く、クラウド化が進んでいない状況にありますが、業務負担の軽減やセキュリティの向上、災害時の業務継続性などの観点から、自治体クラウドの導入も視野に入れて、情報システムのクラウド化を検討する必要があります。
- また、今後、自治体クラウドを円滑に導入できるようにするため、令和4年度に予定している情報システムの更新に向けて、国が示す標準レイアウトによるシステムの開発に取り組む必要があります。

2 取組内容

- 複数地方自治体共同でのクラウド化である自治体クラウドの導入も視野に、情報システムのクラウド化を検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■情報システムのクラウド化の検討	※検討結果を踏まえて、導入の是非等を判断	

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 15 財政中期試算を踏まえた財政運営	担当課：財政課
-----------------------	---------

1 現状と課題

- 本市では、現状における市の実情を認識するとともに、将来の財政の健全性を確保しながら、市民ニーズに対応した行財政運営を行うための指標とすることを目的として、現計予算をベースに、現時点で見込むことのできる制度や今後計画されている事業等を踏まえた財政中期試算を作成しています。
- これまで、財政中期試算を踏まえて、予算配分の重点化・効率化や市債発行の抑制などを行ってきたところです。
- 今後、高齢化の進展等に伴う扶助費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が予想される中で、予算配分の選択と集中を図り、引き続き、健全な財政運営に努めていく必要があります。

2 取組内容

- 財政中期試算を踏まえて、毎年度、事務事業の見直し・改善などを含めた予算配分の重点化・効率化に取り組みます。
- 施設整備事業など、大規模なプロジェクト事業の実施にあたっては、一定割合の基金積立金をその財源として確保するなど、市債発行の抑制に努めます。
- 財政調整基金については、現状の残高を維持することを基本として、計画的な活用を図ります。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■予算配分の重点化・効率化、市債発行の抑制等	（毎年度）	▶

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 16 公共施設使用料の適正化	担当課：全庁（財政課）
-------------------	-------------

1 現状と課題

- 公共施設使用料については、市民負担の公平性と使用料設定の透明性を確保するため、市民が利用する施設の使用料設定に関する基本的な考え方や、算定基準等を明らかにした「清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針」を2015（平成27）年1月に策定しています。
- 同方針に基づき、施設の維持管理に要する経費や市民ニーズ等の変化を踏まえて、5年を目途に定期的な公共施設使用料の見直しの検討を行うこととしており、2019（令和元）年10月に実施された消費税率及び地方消費税率の引き上げとあわせて、使用料の改定を行いました。
- 次回の使用料の見直しに向けては、維持管理に要する経費の適切な把握などに努める必要があります。
- また、清洲城など、原価計算に基づく使用料の設定が適さない等の理由から、基本方針では対象外とした施設の使用料についても、適正な使用料の設定に努める必要があります。

2 取組内容

- 施設の維持管理に要する経費の適切な把握に努めるとともに、2024（令和6）年度を目途に、公共施設使用料の見直しを進めます。
- 施設運営のあり方に関する検討や他団体との水準比較等を通じて、基本方針では対象外とした施設（清洲城等）の使用料の見直しを検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■維持管理に要する経費の適切な把握		▶
	■基本方針対象外施設（清洲城等）の使用料の見直しの検討	※検討結果を踏まえて、見直しの是非等を判断	▶

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 17 国民健康保険事業の健全な運営	担当課：保険年金課
----------------------	-----------

1 現状と課題

- 2015（平成 27）年 5 月に持続可能な医療保険制度を構築することを目的とした「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、2018（平成 30）年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国民健康保険事業運営の中心的な役割を担っています。
- 新制度の開始に伴って、本市においても収支均衡策を含む国民健康保険事業の運営のあり方検討を行い、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえて、原則として2018（平成 30）年度から 2023（令和 5）年度までの 6 年間で本市の保険税率と愛知県から提示される市町村ごとの標準保険税率との差を解消していくこととしており、毎年度、保険税率の見直しを進める必要があります。
- また、国民健康保険事業の健全な運営に向けて、2018（平成 30）年 3 月に「第 2 期清須市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）」を策定し、効果的かつ効率的な保健事業の推進を図っています。

2 取組内容

- 愛知県から提示される市町村ごとの納付金や標準保険税率の設定等を踏まえて、毎年度、保険税率を見直します。
- 第 2 期清須市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、引き続き、効果的かつ効率的な保健事業を推進します。

3 取組の工程

年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■県から提示される納付金等を踏まえて、保険税率の見直しの検討	（検討結果の反映）	→
	■データヘルス計画に基づく保健事業の推進	（毎年度）	→

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 18 経営戦略を踏まえた下水道事業の運営	担当課：上下水道課
-------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、2013（平成 25）年 3 月から供用開始した下水道事業について、汚水処理区域の拡大に向けた整備を進めており、2018（平成 30）年度末の普及率は 28.4% となっている中で、早期の整備完了を目指すとともに、市民に対しては、積極的に接続を勧奨しています。
- また、2019（平成 31）年 4 月には、地方公営企業法の財務規定等を適用して企業会計方式に移行し、移行により把握が可能となった損益情報やストック情報などを活用するとともに、「清須市下水道事業経営戦略」に基づき、下水道事業の運営を行っています。
- 引き続き、企業会計の考え方を踏まえて、2020（令和 2）年 2 月に策定した「清須市下水道事業中期経営戦略」に基づき、長期的な展望に立った運営を進める必要があります。

2 取組内容

- 企業会計方式への移行により、把握が可能となった損益情報やストック情報などを活用するとともに、経営戦略を踏まえて長期的な展望に立った運営を進めます。
- 毎年度の決算期に合わせて経営戦略の進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。
- 下水道事業の概況や経理の状況を説明する書類を作成し、半期ごとに公表します。

3 取組の工程

年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■経営戦略を踏まえた下水道事業の運営		▶
	■経営戦略の進捗管理	（毎年度） ※必要に応じて経営戦略の見直し	▶
	■経営状況の半期ごとの公表	（毎年度）	▶

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 6	市有財産等の最適な管理・運用

取組 19 公共施設マネジメントの推進	担当課：全庁（財政課）
---------------------	-------------

1 現状と課題

- 公共施設等の老朽化が進み、修繕・更新等に係る費用の増大と一定の年度への集中が懸念される中、人口の見通しや財政状況等を踏まえた長期的な視点をもって、計画的かつ効率的に公共施設マネジメントを推進することが求められています。
- 本市では、2017（平成 29）年 3 月に策定した「清須市公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の公共施設等の管理に関する基本方針として、「事後的管理から予防保全型維持管理への転換」、「施設総量の最適化」及び「効果的・効率的な維持管理の推進」を掲げるとともに、公共施設等の縮減目標を定め、着実に取組を推進していくこととしています。
- また、公共施設等総合管理計画をより掘り下げた公共建築物等に係る具体的な計画として、2020（令和 2）年 3 月に策定した「清須市公共施設個別施設計画」に基づき、市町村合併後の施設総量や施設配置の最適化を図るとともに、今後も存続する施設については、予防保全型管理を行い、施設の安全性・機能性を確保しながら、事業を平準化することによる財政負担の軽減を図る必要があります。

2 取組内容

- 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、公共施設の統廃合・複合化を計画的に進め、施設総量・施設配置の最適化を図ります。
- 今後も存続させる施設については、予防保全型管理を行い、長期にわたり安全に使用できるように計画的に修繕・改築を行います。

3 取組の工程

年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■ 計画に基づく施設総量・施設配置の最適化の推進		▶
	■ 予防保全型管理の実施		▶

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 6	市有財産等の最適な管理・運用

取組 20 市有財産等を活用した自主財源の確保	担当課:全庁(企画政策課)
-------------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、土地や建物といった市有財産について、これまでも未利用地の売却や行政財産の余裕部分を自動販売機設置等のために貸付するなど、積極的な活用を図りながら、自主財源の確保に取り組んできました。
- また、広報紙やホームページ、コミュニティバスの時刻表・ルート図、広告付案内看板、番号呼出モニターなど、広告事業の媒体として活用が可能なものについては、順次、広告事業の導入を進めてきたところです。
- これまでの取組によって、市有財産等については一定の利活用が図られていますが、新たな自主財源を確保するとともに、その財源を市民サービスの充実に活用する観点から、既存の考え方にとらわれることなく、様々な方法により、広告事業の媒体として活用が可能なものを含めた、市有財産等の一層効果的・効率的な活用を引き続き、検討する必要があります。

2 取組内容

- 新たな自主財源を確保するとともに、その財源を市民サービスの充実に活用する観点から、市有財産等の新たな活用策を検討します。
- 印刷物への新たな有料広告の掲載を検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■市有財産等の新たな活用策の検討	※検討結果を踏まえて、実施の是非等を判断	▶
	■印刷物への新たな有料広告掲載の検討	※検討結果を踏まえて、実施の是非等を判断	▶

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 7	市民協働の推進

取組 21 市民団体等との交流	担当課:全庁(企画政策課)
-----------------	---------------

1 現状と課題

- 第2次総合計画では、行政運営の方針の一つとして、「市民協働の推進」を掲げており、これまでの取組の継続に加えて、情報発信力の強化や市民交流の場づくりなどにより、市民協働の更なる推進を図ることとしています。
- 市民協働の重要な担い手となる市民団体等との交流の場づくりを目的に、2019（令和元）年度から「人と情報のプラットフォーム」をコンセプトとする清須市協働テラスを開催しています。
- 協働テラスの開催にあたっては、参加者がより効果を実感できる場とするため、開催のあり方や具体的な内容等を市民とともに検討する必要があります。
- また、協働テラスにおける交流に加えて、交流の機会や手段を拡大するため、SNSなどの活用について検討する必要があります。

2 取組内容

- 市民団体等と行政の課題や情報を共有する協働テラスの開催を通じて、市民団体等との交流の場づくりを推進します。
- 協働テラスの開催のあり方や具体的な内容等を市民とともに検討します。
- SNSなどを活用した交流の機会や手段の拡大を検討します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■協働テラスの開催を通じた交流の場づくり	（毎年度）	→
	■協働テラスのあり方や内容等の検討	（検討結果の反映）	→
	■SNS等を活用した交流の機会・手段拡大の検討	※検討結果を踏まえて、実施の是非を判断	→

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 7	市民協働の推進

取組 22 市民協働による事業の促進	担当課:全庁(企画政策課)
--------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、環境保全や子育て支援、地域の安全確保など、様々な行政分野において、様々な手法により、市民との協働によるまちづくりを進めてきました。
- 2018（平成30）年4月には、企画部企画政策課内に市民協働係を設置し、市民協働による事業の促進を図るための体制整備を行うとともに、2019（令和元）年6月には、清須市市民協働指針の副読本として、市民参加・市民協働を推進する意義やその進め方等に関するハンドブック「清須市市民協働マイプラン」を作成し、市民協働による事業の促進に向けた取組を行ってきました。
- 市民ニーズの多様化・高度化や地域のつながりが希薄化する中、行政又は市民だけでは解決できない地域社会の課題へ適切に対応するため、清須市協働テラスの開催を通じて得た情報の活用や市民団体と連携した効果的な職員研修を実施することにより、市民協働の取組を一層推進する必要があります。

2 取組内容

- 協働テラスの情報を生かして、市民協働による事業の促進を図ります。
- 市民団体と連携して、職員研修を効果的な手法・内容により実施します。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■協働テラスの情報を生かした市民協働による事業の促進		→
	■市民団体と連携した職員研修の実施	（毎年度）	→

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 8	官民連携の推進

取組 23 市内企業・大学等との連携推進	担当課:全庁(企画政策課)
----------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、防災や観光、地方創生など、様々な行政分野において、協定書の締結をはじめとした様々な手法により、市内企業・大学等との連携を推進してきました。
- 各行政分野で抱える課題の解決に向けては、市内企業・大学等が有する様々なノウハウや資源の積極的な活用が効果的であることから、連携の効果が市内企業・大学等にも還元される形で、連携を一層推進していく必要があります。
- 取組 21「市民団体等との交流」では、清須市協働テラスの開催などを通じて交流の場づくりを推進することとしており、市内企業・大学等においても、同様の取組などにより、連携の推進を図る必要があります。

2 取組内容

- 市内企業・大学等との連携に係る情報を全庁的に共有します。
- 市内企業・大学等に協働テラスへの参加を呼び掛けるとともに、取組 21 と同様に、情報共有を行います。

3 取組の工程

年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
取組内容	■市内企業・大学等との連携に係る情報の全庁共有		▶
	■協働テラスの開催を通じた市内企業・大学等との情報共有		▶

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 8	官民連携の推進

取組 24 オープンデータ化の推進 新規	担当課:全庁(企画政策課)
-----------------------------	---------------

1 現状と課題

- スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景に、多種多様な情報を総合的に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されている中で、特に行政が保有する公共データについては、国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータ（10 ページ、※5）として積極的に公開し、利活用を促進していくことが求められています。
- また、2016（平成 28）年 12 月に施行された国の「官民データ活用推進基本法」においては、行政が保有する公共データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう措置を講じることを義務付けるとともに、オープンデータ化にあたっての実務上の指針となる「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等を公表するなど、オープンデータ化に向けた支援を行っています。
- 各行政分野で抱える課題の解決に向けては、市が保有する行政データを積極的に公開し、官民と現状を共有することで、多様な主体によるサービスの提供や連携・協働の推進が期待できることから、本市においても、誰もが利用しやすい形で情報を公開するオープンデータ化を進める必要があります。

2 取組内容

- 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等を参考にして準備を進め、順次、データを公開します。

3 取組の工程

年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度
取組内容	■データの公開に向けた課題整理・準備等	※準備が整ったものから順次公開	▶

VI プランの進捗管理

1 進捗管理の方法

毎年度、具体的な取組項目（24 項目）ごとの進捗状況について、「取組の工程」に基づき、過年度の取組結果と、その結果に基づく当該年度以降の取組予定を整理します。

整理した内容について、外部の有識者で構成する「清須市行政改革推進委員会」からの意見聴取等を実施することにより、進捗管理の透明性と実効性を確保していきます。

加えて、進捗状況については、市ホームページ等を通じて、広く市民に公開します。

2 財政効果額

効率化等による歳出削減額、新たな財源確保等による歳入増加額を「財政効果額」として整理し、当該年度の取組効果が次年度の予算に反映されることから、具体的な取組項目（24 項目）を対象として、毎年度、予算編成とあわせて算定を行い、進捗管理に活用します。

清須市行財政改革推進プラン
(清須市第4次行政改革大綱)
令和2年3月

清須市役所 企画部企画政策課